



米国特許商標庁 Automated Interview Request (AIR) について

近年さまざまなクライアント様から米国特許商標庁（以下「USPTO」）の審査官とインタビューを行って欲しいと依頼されることが多くなっています。具体的には、USPTOよりオフィス・アクションを受領した際、正式な応答書（補正書）を提出する前に、担当の審査官と補正の内容について直接話し合っ欲しいという依頼です。当所でも、特に補正案が複数ある場合などに有効であると考え、積極的に進めていくことにしています。

審査官とのインタビューは、電話、直接訪問、ビデオシステムの中から選択できるようになっていますが、この中でも「電話」によるインタビューが主流となっているようです。これは多くの審査官が自宅勤務をしている（USPTOが所在する首都圏に住んでいない）ことが原因のひとつと思われそうですが、代理人側としても移動などに時間を取られることがなく、好都合なものとなっています。

さて、クライアント様からインタビューの依頼を受けると、まずは審査官に連絡を取

るところからスタートすることになります。日本で働いていらっしゃるみなさんからすれば信じ難いかもしれませんが、審査官に「連絡を取る」ことは容易ではありません。オフィス・アクションの後半部分に担当審査官の電話番号と通常の勤務時間が書いてあり、それに従って電話連絡を試みるのですが、何度電話しても、ボイスメールメッセージ（留守番電話）に伝言を残しても、何の音沙汰もないこともざらなのです。

日本側からしたら、米国代理人にインタビューの依頼をしたものの、一向に進展がないと心配されることになるのでしょうか、それは審査官となかなか連絡を取ることができないせいかもしれません（そうとも言い切れませんが。。。）。私自身、日本の特許事務所で働いているときに、いつまで経ってもインタビューが行われず、米国代理人に催促すると、審査官はバケーション中という返信を何度も受け、USPTOの審査官は年がら年中バケーションなのか（あるいは代理人がいつもバケ



USPTO Automated Interview Request (AIR) Form

Automated Interview Request Form (04-18)

Approved for use through 11/30/2020. OMB 0651-0031

U.S. Patent and Trademark Office; U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE

Under the Paperwork Reduction Act of 1995, no persons are required to respond to a collection of information unless it displays a valid OMB control number.

Source:<https://www.uspto.gov/patent/uspto-automated-interview-request-air-form#>

ーションなんじゃないのか?)とよく思ったものでした。

自分自身が米国代理人として審査官に連絡を取る立場になってわかったことは、意外と簡単に連絡が取れる審査官も相当数いるということと同時に、本当に連絡が取れない審査官の場合に非常に困るということでした。そんなときに表題の「Automated Interview Request (AIR)」の存在を知り、早速試してみることにしました。これはオンライン予約システムといった感じのもので、オフィス・アクションの後半部分、担当審査官の電話番号に続いて、当該サイトのリンクが記載されています。あるいは、USPTOのサイトで“AIR”と検索しますと一番にヒットします。ちなみに、オフィス・アクションの記事をよく見ますと、“applicant is encouraged to use the USPTO Automated Interview Request (AIR)”と書かれており、どうやら特許庁側としてもこのシステムを活用して欲しいと思っているようです。

当該サイトでは、代理人の名前・登録番号、該当案件の出願番号等を入力する欄が設けられており、希望の日時を優先順位をつけて第1希望から第3希望まで入力することができる仕組みになっています。ただし、“select date more than 5 days and less than 35 days after today”との注意書きがありますので、大至急の依頼で、例えば2, 3日後を希望する場合には使用できないことになります。逆に35日以降を希望する場合にも(そのようなケースはまれかと思われませんが)使用できないことにも注意が必要です。

代理人側の連絡先として、電話番号と電子メールアドレスを入力し、“Submit”ボタンを押すと、入力しておいた電子メールアドレスに“USPTO Automated Interview Request (AIR) Successfully forwarded request to Examiner”という確認メールが届きます。その後、担当の審査官から電話か



米国特許商標庁内部

メールが来るという流れになっています。このシステムを利用しますと、USPTO PAIR (特許関係のみなさんにとっておなじみの審査経過書類が閲覧できるサイト)にインタビューリクエストがあったことが掲載されるためか、私の経験では90%以上の審査官がすみやかに何らかの返答をくれています。

日本のみなさんがこのシステムを直接利用されることはないでしょうが、その存在を知っておくことで、米国代理人にインタビューの依頼をしたものの一向に進展がないといった場合に、USPTO Automated Interview Request (AIR)でリクエストをしたか聞いてみる、などの対応が取れるのではないのでしょうか。

筆者紹介



加藤奈津子 (かとうなつこ)

世界各地に展開するUnited GIPsの米国グループ事務所 United IP Counselors, LLC代表。米国パテント・エージェント。京都大学法学部卒業。ワシントンDCのジョージワシントン大学大学院にて米国知的財産法の修士号を取得するとともに、パテント・エージェント受験資格を得るに十分な技術系の単位を米国の大学にて取得。趣味はスポーツ観戦。ワシントンDC近郊在住。